

# 幼保連携型認定こども 園の設置基準について

平成26年2月21日

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

# 新たな認定こども園の基準について

- 現行の幼保連携型認定こども園に適用されている基準を基礎として、以下の方針で策定
  - 幼稚園と保育所の基準の内容が異なる事項は高い水準を引き継ぐ
  - 幼稚園・保育所いずれかのみ適用がある事項は、学校・児童福祉施設としての性格に鑑み、両者の実務に支障のない形で引き継ぐ
  - 認定こども園に特有の事項で幼稚園・保育所の基準に定めがない事項は、現行の認定こども園の基準を参考としつつ、基準として追加すべき内容を整理する。

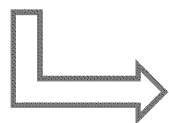
## (基準の分類)

「従うべき基準」＝国の基準

- 学級の編制、職員、面積、設備など

「参酌すべき基準」＝「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定

- 食事提供、調理など



今後、本市の実情に合わせて子ども・子育て会議で検討をすすめる

## 国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
保育室等の面積	<p>【国の基準+本市保育所基準】</p> <p>☆園舎の面積:国の基準と同様</p> <p>☆各居室の面積:本市保育所基準</p> <p>満3歳未満の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室については本市保育所基準を満たす必要がある。</p>	<p>【現行の基準と同様】</p> <p>☆園舎の面積:幼稚園基準 1学級 180㎡ 2学級 320㎡ 3学級以上は1学級につき100㎡追加 ※満3歳未満の保育に必要な居室部分は除く</p> <p>☆各居室の面積:保育所基準 乳児室 1.65㎡/1人 ほふく室 3.3㎡/1人 保育室または遊戯室1.98㎡/1人</p>	<p>【国の基準+本市保育所基準】</p> <p>○保育所から移行 ・国の基準と同様</p> <p>○幼稚園からの移行 ・国の基準と同様</p> <p>ただし、どちらの場合も満3歳未満については、新設の場合と同様とする。</p>	<p>【現行の移行特例と同様】</p> <p>○保育所から移行 ・満3歳以上の保育室又は遊戯室が保育所基準以上の場合は、園舎面積は幼稚園基準を満たさなくてもよい。</p> <p>○幼稚園からの移行 ・園舎面積(満3歳未満の保育にかかる施設除く)が幼稚園基準以上の場合は、保育室又は遊戯室の面積は、保育所基準を満たさなくてもよい。</p> <p>ただし、どちらの場合も満3歳未満の乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室については保育所基準を満たす必要がある。</p>

〈第4回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 待機児童が多いのであれば、一時的に3.3㎡/1人としてもよいのではないか。
- 子どもの寝る保障、活動する保障だと考えると、5㎡/1人は必要。
- 寝る子どもと遊ぶ子どもが同じ部屋でいられるよう、部屋はできるだけ広いほうがよい。
- ベビーベッドを置くと約1.65㎡なので、部屋はできるだけ広いほうがよい。

【対応方針案】

- 保育室等の面積については、本市の保育所基準と同様としてはどうか。

## 国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
保育室等の設置階	【国の基準と同様】	<p>【原則1階】</p> <p>保育室等 乳児室・ほふく室・保育室・遊戯室 ⇒原則1階に設置 ☆判断基準 待避階など地上に容易に出られる階とする</p> <p>《例外》 耐火基準と保育所が求められる待避設備等を備えている場合・・・2階設置でも可 (満3歳未満で上記を満たせば3階でも可)</p> <p>☆満3歳以上について 原則:3階設置不可 例外:下記を満たす場合可能 ①園庭面積として屋上の面積参入が認められる要件を満たす ②屋上が保育室と同じ階、又は保育室がある階の上下1階の範囲に位置する</p>	【国の基準と同様】	<p>○保育所から移行 2階設置・・・現行と同様 (準耐火基準と待避設備が必要)</p> <p>新規の基準と同様の取り扱いとする ●満3歳未満 下記設備備えれば設置可 (耐火建築物・待避設備) ●満3歳以上 原則:不可 例外:下記を満たす場合設置可 ①園庭面積として屋上の面積算入が認められる条件を満たす ②屋上が保育室と同じ階、又は保育室がある階の上下1階の範囲内に位置する</p> <p>○幼稚園から移行 ⇒保育室の2階設置は幼稚園基準を満たしていれば可(※耐火建築物 かつ建築基準法等で求められる設備)</p>

## 国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
建物の一体的設置	【国の基準と同様】	【同一の敷地内か隣接する敷地内に設けること】  隣接＝公道をはさむ程度	【国の基準と同様】	【下記条件を満たせば同一敷地内でなくとも可】  ①教育・保育の適切な提供が可能であること ②子どもの移動時の安全が確保されていること ③それぞれの園舎で通常教育・保育を提供する子どもの数や学級数に応じて必要な施設・設備を有していること  ※調理室はそれぞれの園舎に設置することまで求めない。

※ただし、既存施設から移行する場合で保育室等の設置について園舎の新築を行う際は新設基準に適合する必要がある。

## 国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
運動場等の設置	【国の基準と同様】	<b>【園庭必置】</b> ○園舎と同一敷地内か隣接  ☆教育的観点から代替地の面積参入は不可	【国の基準と同様】	○保育所から移行 下記の条件を満たせば幼稚園基準を満たす必要なし  満3歳以上の園庭の面積が保育所基準(1人3.3㎡)以上  ○幼稚園からの移行 下記の条件を満たせば保育所基準を満たす必要なし
運動場の面積	【国の基準と同様】	<b>【面積は下記の合計面積以上】</b> ①満3歳以上 幼稚園基準・保育所基準 いずれか大きい方の面積 ②満2歳 保育所基準 ☆教育的観点から代替地の面積参入は不可	【国の基準と同様】	・幼稚園基準 + ・満2歳以上3歳未満の幼児は保育所基準

## 国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
運動場の代替地・屋上の取り扱い	【国の基準と同様】	<p>☆代替地 面積算入は不可 ※実際の利用を妨げるものではない</p> <p>☆屋上の取り扱い 原則:面積参入不可 例外:下記を満たす場合は可能</p> <p>①耐火建築物 ②教育・保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮 ③屋上に便所・水のみ場等を設置 ④防災上の観点に留意 ⑤子どもが自らの意思で屋上と室内を行き来できる ⑥屋上が保育室と同じ階、又は上下1階に位置する</p>	【国の基準と同様】	<p>☆代替地の取り扱い 原則:必要面積を同一敷地内・隣接地で確保 例外:下記の条件を満たす場合 満2歳の子どもにかかる必要面積に限り、代替地の面積算入を認める</p> <p>①子どもの安全な移動手段を確保 ②子どもが安全に利用できる場所である ③利用時間を日常的に確保できる場所である ④教育及び保育の適切な提供が可能である</p> <p>☆屋上の取り扱い 原則:必要面積を同一敷地内・隣接地等で確保 例外:下記の条件を満たす場合 満2歳の子どもに係る必要面積に限り、屋上の面積算入を認める</p> <p>①耐火建築物である ②教育・保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮 ③屋上に便所・水のみ場等を設置 ④防災上の観点に留意</p> <p>※満3歳以上については、新設基準で一定条件のもと屋上の面積算入を認めているため、新設基準が適用される</p>

## 国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
学級編制	【国の基準と同様】	<p>【満3歳以上:学級編制必要】</p> <p>○満3歳以上 保育認定の有無に関わらず学級編制が必要 (例外) 異年齢時クラス・学年途中で満3歳に達した場合は弾力的取り扱い可能</p>	【移行特例なし】	<p>【移行特例なし】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同様</p>
園長資格	【国の基準と同様】	<p>【原則:下記両方を満たすこと】</p> <p>①教諭免許状及び保育士資格を保有 ②5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験を有する</p> <p>※副園長・教頭についても準用</p> <p>また、 同等の資質を有する者についても認める</p> <p>◎運用上の指針(園長研修の受講など)を今後提示 ◎取り扱いについては施行後5年を目途に見直しを検討する</p>	【移行特例なし】	<p>【移行特例なし】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同様</p>



## 国の従うべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
職員配置基準	<p>【国の基準+本市保育所基準】</p> <p>※具体的な職員配置基準については公定価格の議論の中で引き続き検討を進める。また、その中で、障害児や要支援児、異年齢児の保育に対する職員配置基準についても検討していく必要がある。</p>	<p>○満3歳以上</p> <p>・教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定</p> <p>・各学級に専任保育教諭1人必置</p> <p>・1学級 35人以下</p> <p>※具体的な職員配置基準については公定価格の議論の中で引き続き検討を進める。</p>	<p>【移行特例なし】</p>	<p>【移行特例なし】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同様</p>

〈第4回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 職員配置基準を厳密に統一すると保護者に選択の余地がなくなってしまうので、望ましくない。
- 発達障害の児童に対応することを考えると、20:1がよいかと思う。
- 時間によって人数を変えろというのはあまり好ましくない。
- 要支援児への対応も考えると、20:1や35:1は、難しいのではないか。
- 4時間経過するとお昼過ぎには約半数が帰ってしまうのではないか。そうであれば25:1が妥当かと思う。
- 現在の幼稚園では4時間を過ぎて利用する子どもは少数である。
- 異年齢の子どもたちを特定の部屋に集めて一緒に保育を行うのは、問題があるのではないか。

### 【対応方針案】

- 国の基準と同等とし、保育所基準を満たす必要がある場合は、本市保育所基準を満たすことを求めるが、具体的な職員配置基準については公定価格の議論の中で引き続き検討を進めることとしてはどうか。また、その中で、障害児や要支援児、異年齢の子ども保育に対する職員配置基準についても検討を進めることとしてはどうか。

## 参酌すべき基準

	認定こども園(新設)		認定こども園(国:既存施設からの移行)	
	本市(案)	国	本市(案)	国
食事提供	<p>【原則:自園調理】</p> <p>外部搬入について例外規定を設けてはどうか</p>	<p>【原則:自園調理】</p> <p>○満3歳以上 保育所基準(栄養士による配慮や発達段階・健康状態・アレルギーへの対応)を満たせば外部搬入可能</p> <p>○満3歳未満 公立でも外部搬入不可</p> <p>☆弁当持参については、保護者の要望・園の行事等あれば弾力的運用可能</p> <p>※1号認定の子どもへの食事の提供は園の判断。</p>	<p>【移行特例なし】</p>	<p>【移行特例無し】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同様</p>
調理室設置	<p>【国の基準と同様】</p>	<p>【原則:設置】</p> <p>(例外)20人未満の施設の場合 ⇒自園調理でも「調理設備」で対応可能</p> <p>外部搬入する場合 ⇒「調理設備」で対応可能</p>	<p>【移行特例なし】</p>	<p>【移行特例無し】</p> <p>新設の幼保連携型認定こども園の基準と同様</p>

〈第4回東大阪市子ども・子育て会議での主なご意見〉

- 可能であれば、外部搬入ではなく、すべて自園調理にしたいが、調理室の確保が問題になってくるのではないか。
- 外部搬入であれば、衛生面で課題があるのではないか。
- 食事を作る部分を子どもが身近に感じるということが大事だと思う。

### 【対応方針案】

- 食事提供については原則自園調理としつつ、認定こども園の新設および既存施設からの移行を推進するため、外部搬入について例外規定を設けてはどうか。

# 今回特にご議論頂きたい点

( 10ページ)

- 食事の提供について、1号認定の子どもへの提供は園の判断となるが市で一定基準が必要ではないか

(課題)

今後、1号認定の子ども・2号認定の子どもも含めて学級編制を行うこととなるため兼ね合いをどう考えていくか。

( 10ページ)

- 食事の外部搬入を実施するかどうか

(現状)

保育所(園)において、外部搬入の実施は認めていない。

(対応方針)

食事提供については原則自園調理としつつ、認定こども園の新設および既存施設からの移行を推進するため、外部搬入について例外規定を設けてはどうか。